

社会福祉法人 周防会 役員報酬規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 周防会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条に基づき、理事・監事及び評議員が法人の会務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(会 務)

第 2 条 この規程の適用の対象となる会務は、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 理事及び監事が定款 23 条に定める理事会及び定款 18 条に定める監査の職務に従事すること。
- (2) 評議員が定款第 9 条に定める評議員会に従事すること。
- (3) 理事又は監事が理事長の命を受けて会議及び連絡調整等のために出張すること。
- (4) 評議員が評議員長の命を受けて会議及び連絡調整等のため出張すること。
- (5) 理事、監事及び評議員が、その他研修会等の費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

(費用の種類)

第 3 条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

- (1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）
- (2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）
- (3) 会務に従事するために必要な食事代（以下「日当」という。）

(交通費)

第 4 条 第 3 条第 1 号の交通費は、三ッ葉保育園旅費規程の別表（園長区分）に定めるところにより、航空賃、鉄道賃、船賃、バス賃等の往復料金とする。

(宿泊費)

第 5 条 第 3 条第 2 号の宿泊費は、日程の日数に応じて 1 日当たり、三ッ葉保育園旅費規程（園長区分）の別表に定めるところにより支給する。

(日 当)

第 6 条 第 3 条第 3 号の日当は、日当に応じ 1 日当たり、三ッ葉保育園旅費規程の別表により支給する。

(市内出張旅費)

第 7 条 市内に出張する場合の旅費の額は、三ッ葉保育園旅費規程第 9 条により支給する。(交通費については、実費とする。)

(交通費等の計算)

第 8 条 もっとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通機関により計算する。

2 業務の都合上又は順路により難しいときは、実際の経路及び交通方法によって計算する。

(外部委員)

第 9 条 社会福祉法人周防会役員以外の外部委員が次の各号に定める職務を行った場合は、第 4 条から第 8 号に規定する費用に変えて、1 日を単位として日額 1 万円を報酬として支給する。

- (1) 理事長又は評議員の命を受け、この法人の理事会、評議員会及びその他の会議に出席したとき。
- (2) 前号のほか、理事長又は評議員が必要と認めた職務を行ったとき。

(支給方法)

第 10 条 第 4 条から第 8 条まで定める費用及び第 9 条に定める報酬は、特に指定する自己名義の銀行預金口座への振り込みの要望がない場合は、現金で支給する。

2 市外の会議等の場合には、要する金額を前渡しとする。

(委 任)

第 11 条 この規程に定めるほか、必要な事項は評議員会において別に定める。

(改 廃)

第 12 条 この規程を改廃するときは、評議員会の承認を得なければならない。

(附 則)

1. この規程は、平成 29 年 4 月 / 日から施行する。